

大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き  
(高等学校等向け)

令和元年5月17日

文部科学省

## 本手引きの趣旨

- 大学等における修学の支援に関する法律は、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的としており、その支援は、①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）と②給付型奨学金の支給を併せて行うこととしています（以下①と②を併せて「修学支援の措置」という。）。
  
- この修学支援の措置は、自らの意欲と努力によって、大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、及び活躍することができるようになることを目指す学生（専修学校の専門課程の生徒を含む。以下同じ。）を支援するものです。このため、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）での成績が芳しくない場合であっても、明確な進路意識と強い学びの意欲が確認できれば、高等教育へのアクセスの機会が得られるようにすることとしています。一方で、大学等への進学（高等専門学校における4年生への進級を含む。以下同じ。）の後には、しっかりと学んでいただく観点から、修得単位数や学業成績に一定の要件が設定され、それらの要件を満たさない場合には支援が打ち切りになります。また、状況次第では支援した経費を返還していただく措置も講じることとしており、この支援を受ける学生には、修学に対する自覚と覚悟を持っていただくことが必要です。
  
- 低所得世帯の生徒（高等専門学校における学生を含む。以下同じ。）の中には、その生徒を取り巻く環境にもよりますが、大学等への進学をこれまで考えたこともない生徒も少なからずいると思われれます。そうした生徒につきましては、高等教育を受けることの意義、自らの意欲と努力次第で道を切り拓くことができること等につきまして、高等学校等への入学段階から日常の指導を通じて丁寧に指導をいただき、これによって進学を希望することとなった生徒が本制度を活用し、その希望を叶えることを期待します。

- 他方、この修学支援の措置は、広く国民の負担によって実施されます。したがって、本制度の支援を受ける学生には本制度の趣旨に合うことが強く期待されます。進学意識も意欲もそれほどない学生が、単に学費や生活費の一部を支援してもらえるとという安易な考えで本制度の支援を得て進学したとしても、それは本人にとっても、本制度にとっても決して望ましいものではありません。各高等学校等におかれては、適切な進路指導を通じて、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲を適切に確認いただきつつ、生徒を適切な進路に導いていただくことを切に期待します。
  
- これらの趣旨等を踏まえ、本制度による支援対象者を各高等学校等から推薦いただくに当たっては、高等学校等での在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高等学校等がレポートの提出や面談等により、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めていただくこととなります。
  
- 本手引きは、修学支援の措置による支援を受ける者の推薦業務の円滑な遂行に資するため、各高等学校等における学修意欲等の確認を行っていただく際の基本的な考え方を示すものです。各高等学校等においては、本手引きを十分に踏まえた上で給付奨学生の推薦を行っていただくようお願いします。
  
- なお、国においては、運用状況を踏まえ、本手引きを適時適切に見直すとともに、修学支援の措置における支援を受ける学生が大学等へ進学した後の状況を調査し、制度が趣旨に則って適切に運用されているかについて検証する予定です。

## **1. 推薦対象者の考え方**

- 各高等学校等の長は、生徒及び卒業者（以下「生徒等」という。）を給付奨学生として推薦するに当たっては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）に定める基準に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）への対象者の推薦を行うものとする。
- 推薦対象者の基準に該当するかどうかの判定は、高等学校等での在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高等学校等がレポートの提出や面談等により、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲を確認することにより行う。
- 当該判定に当たっては、高等学校等における日常的な学習状況、進路指導等を勘案しつつ、先ず、当該生徒等の学習成績等について次の（1）に該当するかどうかを確認し、これに該当しない場合には、（2）のレポート又は面談等により学修意欲等を確認する。
- 高等学校等の在学学生に限らず、卒業生（卒業後2年以内の者）については、卒業した高等学校等において学修意欲等を確認する。

### **（1）学習成績による確認について**

- 高等学校等の指導要録における各教科、科目等の評定の平均が3.5以上であること。
- 高等専門学校の学生等で、上記による評定の平均を算出することができない場合は、これに準ずる学習成績であること。具体的には、概ね平均水準以上の成績をその目安とすること。
- 学習成績の確認に当たっては、高等学校等在学者については1年生から2年生まで（既卒者は3年生まで）の期間の状況を考慮することを基本とし、各高等学校等の実情に応じて、3年生時の状況を加味することができる。

## (2) レポート又は面談等による確認について

- 上記「(1) 学習成績による確認について」に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有していると確認できる生徒等を対象とする。
- 高等学校等において対象者を推薦するに当たって、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有しているか否かの判定は、高等学校等において生徒等からレポートの提出を求め、又は、生徒等に対する面談等を実施することで次の各項目を確認することにより行う。
  - ① 進学の目的（進学後の将来の展望を含む。）
  - ② 進学後の学修継続の意志
- 具体的には、上記の①及び②の各確認項目の観点は次のようなものとし、支援を受けようとする生徒等について、各観点のいずれかが述べられているかを確認するものとする。
  - ① 進学の目的（進学後の将来の展望を含む。）
    - ・ 進学の目的が明確に述べられているか
    - ・ 進学の目的を自身の言葉で表現できているか
    - ・ 卒業後の将来の展望が述べられているか
    - ・ 社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか
  - ② 進学後の学修継続の意志
    - ・ 進学後、卒業まで学修を全うしようとする意志があるか
    - ・ 進学後にしっかりと学ぼうとする意欲があるか
    - ・ その他、学修の意欲が十分にあると認められるか
- 上記の確認に当たっては、例えば、別紙1「高等教育機関への進学目的等に関するレポート」又は別紙2「高等教育機関への進学目的等に関する面談票」を参考にしてレポート又は面談等の様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目及び各観点を確認できるものであれば、各高等学校等の進路指導等において独自に作成したものをを用いることを妨げるものではない。

### (3) 収入及び資産について

- 修学支援の措置においては、対象者（生徒等）及びその生計維持者の収入及び資産に関する要件が設けられているが、これらの要件は、機構が確認するものであり、高等学校等における確認を求めるものではない。なお、機構では、収入の確認に当たって、関係法令に規定されている範囲内でマイナンバー制度を活用するため、対象者及びその生計維持者のマイナンバー関係書類を機構に直接提出する必要があることに留意すること。

[参考] 収入及び資産に関する要件

1. 収入

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、次の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満

(市町村民税所得割が非課税となる者※を含む。)

※ 税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

2. 資産

対象者（生徒等）及びその生計維持者の保有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金、有価証券等）の合計額が、次の基準額に該当すること

(基準額) ・生計維持者が2人の場合・・・2,000万円未満

・生計維持者が1人の場合・・・1,250万円未満

- 収入に関する要件については、自身が対象になるか、また、どの程度の支援額を受けられるかを分かりやすく試算できる「給付奨学金シミュレーション」を、機構のホームページ上で公開しており、その活用により大学等への進学に係る家計負担の見通しが立てやすくなることが期待されることから、生徒等及びその生計維持者へのその周知に努めること。

## **2. 確認業務の留意点**

### **(1) 確認に関する留意点**

- 学修意欲等の確認に当たっては、①進学目的及び②進学後の学修継続の意志を総合的に判断することが重要であること。
- 判定に当たっては、公費を投じることを踏まえれば、生徒等の学修意欲や学習状況を十分に勘案して、社会的に理解が得られるような学生に対して支援を行う必要があることを考慮すること。  
また、修学支援の措置が、経済的に困難な家庭に育っても、意欲さえあれば大学等へ進学できる社会へと変革することを趣旨としており、また、支援を受けた生徒等が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること目的としていることに留意すること。

### **(2) 確認の方法・体制等に関する留意点**

- 面談の方法により学修意欲等の確認をする場合には、必ずしも、この支援措置のための学修意欲等の確認のみを目的とした面談を設ける必要はなく、高等学校等における進路指導の中で、併せて学修意欲等を確認する方法で実施して差し支えない。ただし、この場合であっても、確認した旨の記録として1.(2)による面談票を作成すること。
- 確認結果の妥当性や信頼性に疑義が生じることのないよう、例えば、提出されたレポートや作成された面談票を管理職及び担任以外の教員等も含めた複数名により確認するなど、十分に客観性を確保できる確認体制の構築に努めること。
- 確認に当たる者は、本手引きに関する共通の理解をもって確認に当たることができるようにすること。
- 1.(2)により①進学目的及び②進学後の学修継続の意志を確認するために作成されたレポート又は面談票は、確認した旨の記録として、作成された翌年度の始期から起算して3年間保管すること。

### (3) その他留意点

- 編入学又は転入学した生徒等がいる場合、その学習成績の確認に当たっては、以前在学していた高等学校等の成績等を引き継いだ上で、これを加味すること。
- 特別支援学校高等部の生徒を含む障害がある生徒等に対する確認は、生徒等の障害や疾病の状態等に応じて、確認方法を工夫することなどにより、きめ細かい対応に努めること。
- 高等学校等卒業後2年以内の者は推薦対象となることから、卒業生に対しても募集案内等の周知に努めるとともに、修学支援の措置を希望する旨の申し出があった場合には適切な対応に努めること。
- 給付奨学生の採用候補者となった生徒等が次年度進学しない場合は、採用候補者としての資格を失い、次年度以降、改めて申し込む必要がある旨周知に努めること。
- 高等学校等から推薦された者については、機構において収入及び資産に関する基準に照らして採否を決定することとなるため、高等学校等から推薦されても採用候補者とならない場合があることに留意すること。

## 高等教育機関への進学目的等に関するレポート

申請者 氏名	フリガナ
学科・学年・クラス	科                      コース                      年                      組

1. 進学の目的 (進学後の将来の展望を含む)	① あなたの進学の目的は、どのようなものですか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。(複数回答可)  <input type="checkbox"/> 将来に就きたい職業(業種)があり、その職業(業種)に就くための知識の修得や資格を取得するため。  <input type="checkbox"/> 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。  <input type="checkbox"/> 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。  <input type="checkbox"/> 特に進学の目的についても、進学後の将来についても考えていない。
	② 上記の①で選択した目的の具体的な内容を記述してください。(100~300文字程度) ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
2. 進学後の学修継続の意志	① あなたは、進学後、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。  <input type="checkbox"/> 進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。  <input type="checkbox"/> 進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない。
	② 上記の①で「進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。」を選択した場合、どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているか記載してください。(100~300文字程度) ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

注) 表面で記述しきれない場合には、裏面に記述してください。

以下、教職員記入欄

### 総合判定結果

1.及び2.を総合的に考慮して、進学後の学修意欲等が認められるかを判定した結果、

- 進学後の学修意欲等があると認められる。
- 進学後の学修意欲等があるとは認められない。

高等教育機関への進学目的等に関する面談票

申請者 氏名	フリガナ
学科・学年・クラス	科                      コース                      年                      組

1. 進学の目的 (進学後の将来の展望を含む)	<p>上記の生徒の進学の目的及び進学後の将来の展望について、次のうち該当するものすべてに✓を記入してください</p> <p><input type="checkbox"/> 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するために進学することが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めようとしている意欲が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けようとしていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 特に進学の目的についても、進学後の将来の展望についても確認できない。</p>
	<p>[所 見]</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
2. 進学後の学修継続の意志	<p>上記の生徒の進学後の学修継続の意志について、次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志が認められる。</p> <p><input type="checkbox"/> 進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志は認められない。</p>
	<p>[所 見]</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

<p><b>総合判定結果</b></p> <p>1. 及び 2. を総合的に考慮して、進学後の学修意欲等が認められるかを判定した結果、</p> <p><input type="checkbox"/> 進学後の学修意欲等があると認められる。</p> <p><input type="checkbox"/> 進学後の学修意欲等があるとは認められない。</p>
---

「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（高等学校等向け）」  
による支援対象の候補者の推薦に当たってのQ & A

Q 1. この手引きは、誰を対象として作られたものですか。

A 1. 「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（高等学校等向け）」（以下「手引き」という。）は、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）の教職員の方々を対象として策定されたものです。

Q 2. この手引きの目的は、どのようなものですか。

A 2. 高等教育の修学支援新制度では、大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ）へ進学（高等専門学校においては4年次へ進級）する前に、高等学校等から独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）へ支援を希望する生徒等を推薦いただくことにより、給付型奨学金の支援対象の候補者として決定する「予約採用」を実施します。  
この手引きは、この予約採用の手続きにおいて各高等学校等が学修意欲等の確認を行う際の基本的な考え方を示すものです。

Q 3. 従来の給付型奨学金では、各高等学校等がそれぞれ推薦基準を定めていましたが、新制度でも各高等学校等で定める必要があるのでしょうか。

A 3. 今回の高等教育の修学支援新制度においては、安定財源を基に行う制度のため、支援対象者の絞り込みを行うことを想定しておらず、平成29年度から実施されている従来の給付型奨学金のように、各高等学校等で推薦基準を定めていただく必要はありません。  
この手引きにより生徒等の学修意欲等を確認した上で、機構への推薦をお願いします。

Q 4. 評定平均値が 3.5 以上である場合と 3.5 未満である場合は、どのように違うのでしょうか。

A 4. 今回の高等教育の修学支援新制度においては、高等学校等での在学時の成績だけで否定的な判断をせず、明確な進路意識と強い学びの意欲が確認できれば支援の対象とすることとしています。

支援を希望する生徒の申請時までの評定平均値が 3.5 以上である場合、高等学校等における当該生徒の日常的な学習状況等を踏まえ、支援対象者の候補者として推薦することができますので、奨学金の手続きとの関係で、学修意欲等の確認に係るレポートや面談の記録を残していただく必要はありません。

評定平均値が 3.5 未満である場合、本制度においては、進学後、しっかりと学修することが求められることを十分に踏まえ、この手引きに沿って、明確な進路意識と強い学びの意欲を確認し、そのレポートや面談等の記録を残していただく必要があります。

Q 5. レポートや面談等の記録は、機構へ提出する必要があるのでしょうか。

A 5. レポートや面談等の記録を機構へ提出する必要はありません。

ただし、インターネットを通じて当該生徒等を機構へ推薦する際に、学修意欲等を確認できた旨を報告いただくことになります。

Q 6. レポートや面談票の様式は、必ず、手引きの別紙 1 又は別紙 2 の様式を用いなければならないのでしょうか。

A 6. 必ずしも手引きの別紙 1・別紙 2 の様式を用いる必要はありません。

例えば、各高等学校等において、進路指導上、既に作成している様式等があれば、これをそのまま、または加筆・修正して学修意欲等の確認に用いていただいて差し支えありません。

ただし、その場合であっても、手引きの「(2) レポート又は面談等による確認について」に示された各項目について、それぞれに示された観点が述べられているかを確認できるものである必要があります。

Q 7. 既に他の目的による面談を実施していた場合、当該面談の結果を利用することは可能でしょうか。

A 7. 進路指導のための面談など、推薦する年度（今年度）になってから既に面談等を実施している場合、その結果を利用することは差し支えありません。

ただし、前述のとおり、手引きの「(2) レポート又は面談等による確認について」に示された各項目について、それぞれに示された観点が述べられているかを確認できるものを記録として残していただく必要があります。

Q 8. 生徒から提出されたレポートを見ると「②進学後の学修継続の意志」は明確に述べられていますが、「①進学の目的（進学後の将来の展望を含む。）」は抽象的な表現にとどまっています。このような場合であっても、推薦することは可能でしょうか。

A 8. 推薦に当たっては、「①進学の目的（進学簿の将来の展望を含む。）」と「②進学後の学修継続の意志」とを総合的に判断していただくこととなります。仮に表現が抽象的であったとしても、進学の目的等が自身の言葉で表現できており、進学後にしっかりと学ぼうとする意欲が認められれば、総合的に見て学修意欲等がある者として判断して差し支えありません。

Q 9. 高等学校を卒業後2年以内の者も推薦の対象となるとのことですが、この場合も在学中の者と同様の考え方で推薦することになるのでしょうか。

A 9. 現に進学準備中の高等学校等既卒者についても、卒業後2年以内であれば推薦の対象となり、卒業した高等学校等から推薦をいただくこととなります。推薦に当たりましては、在学生と同様の考え方により学修意欲等を確認し、推薦いただくようお願いします。

Q 10. 高等学校等において行う申請受付や推薦に関する他の業務については、どのように知らされるのでしょうか。

A 10. 令和元年度に実施する給付型奨学金の予約採用に関しては、機構から順次、関係書類が各高等学校等へ送られる予定です。

申請受付や推薦等に係る他の業務の詳細につきましては、これらの書類や、機構の学校担当者向けのホームページ等でご確認ください。

事 務 連 絡  
令和元年5月21日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校事務担当課  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別  
区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課  
附属高等学校、中等教育学校及び特別支援学校  
（高等部を置くものに限る。）を置く各国立大学法人担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課  
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各学校法人担当課  
厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部企画課

御中

文部科学省 高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム  
学生・留学生課 高等教育修学支援準備室

「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き」の策定について（事務連絡）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先般、「大学等における修学の支援に関する法律の公布について（通知）」（令和元年5月17日元文科高第44号）にてご連絡したとおり令和元年5月17日に同法が公布され、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金の支給及び授業料等の減免）による支援が開始されることとなります。これに先立ち、令和元年6月からは令和2年度に大学等（大学、短期大学、高等専門学校（4年生以上）及び専修学校の専門課程をいう。）へ進学（高等専門学校における4年生への進級を含む。以下同じ。）しようとする者の給付型奨学金の申請受付が開始される見込みであり、各高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1年生から3年生）及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）から独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対し支援対象者の推薦をしていただきます。

この新制度においては、支援対象者の推薦に当たって、高等学校等の在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポート又は面談等によって学修意欲や進学目的等を確認して支援の

対象とすることとしています。

つきましては、このたび、高等学校等において学修意欲や進学目的等を確認いただくに当たっての基本的な考え方を示した「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き」（以下「本手引き」という。）を策定し、本年6月上旬に機構から各高等学校等へ送付する推薦事務関係書類に同封し発送する予定ですので、各都道府県教育委員会等におかれましては、その旨御了知願います。

なお、従来の給付型奨学金制度においては、各高等学校等が個別に推薦基準を定めた上で採用候補者を選考し、割り振られた推薦枠（推薦人数の上限）の範囲内で推薦いただいていた。新制度においては、このような各高等学校等に推薦基準を策定いただく必要はなく、また推薦枠も設けられませんので、学業に関する要件に関しましては、各高等学校等が本手引きにより学修意欲等を確認できれば、人数の制限なく機構へ推薦できることに御留意いただくようお願いいたします。

〔参考〕「高等教育段階の教育費負担軽減」に関するホームページURL

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

※ 手引きのPDFファイル等を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

**【本件連絡先】**

文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

学生・留学生課 高等教育修学支援準備室

電話：03-5253-4111（内線 3351）